

改正方針（案）の考え方

1 千葉市の改正方針（案）

本市の改正方針（案）における対象事業の規模要件の指標の内容の検討にあたっては、太陽光発電事業を行う場合には、太陽光パネルやパワーコンディショナなどの機器等の他、現場事務所や駐車場、調整池などの設置が想定され、これら全てで一つの事業を形成することになると考えた。

そのため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業（アセス対象事業の該否）の判断にあたっては、現場事務所等の面的な整備に係る面積を含めた区域全体の面積で判断することとし、「太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む）の面積」を規模要件の指標として用いることとする。

また、事業の規模としては、現行の市条例において規定している面整備事業（市街化区域 50ha、市街化調整区域 20ha、特定区域※1 10ha 以上）を考慮しつつ、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律で 10ha 以上とする。

なお、国は出力 4 万 kW（面積 100ha 相当）以上、県は太陽電池パネル等の水平投影面積 40ha 以上（自然公園等区域においては 10ha 以上）を規模の要件としている。

※1 本市では、首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の秩序ある発展を図りながら、良好な自然環境を有する緑地を保全することを目的に「近郊緑地保全区域」を指定している。市条例では、この「近郊緑地保全区域」を「特定区域」と呼び、緑地保全の観点から、市街化区域や市街化調整区域より規模の小さい 10ha 以上でも条例アセスの対象としている。

⇒本改正方針（案）を事務局案として審査会に提示し、委員の皆様にご審議願いたい。

2 千葉県の改正方針案※2（参考）

千葉県の改正方針では、太陽電池発電所の設置等に伴う環境影響は、土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されることから面積を指標としている。発電所事業においては面積に係る統一的な考え方が存在せず、面積の判断に疑義が生じる場合があり得ることから、明確かつ簡便に面積を規定できる指標として、設置する太陽電池発電施設（太陽電池パネル等）の水平投影面積※3を用いている。

なお、千葉県が検討している水平投影面積は、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナ及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置のみを対象とするため、同じ事業目的で設置する現場事務所や駐車場、調整池などの面積は含んでいない。

表 千葉県及び本市の改正方針（指標内容及び規模要件）の違いについて

	千葉県	千葉市
指標の内容	設置する太陽電池発電施設の水平投影面積	太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む）の面積
規模要件	自然公園等区域 10ha 以上 その他の区域 40ha 以上	10ha 以上（一律）

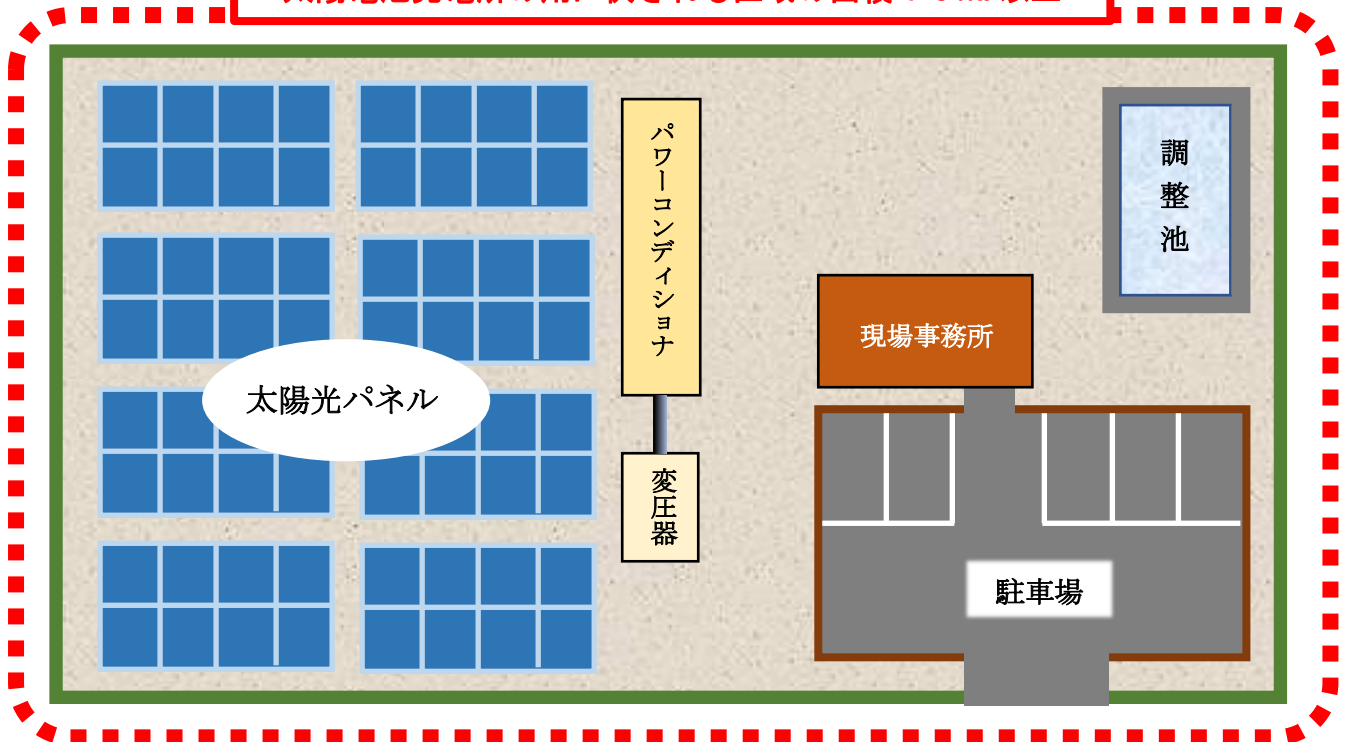
※2 千葉県の改正方針は、令和元年度第 7 回千葉県環境影響評価委員会（R2.2.21）時点の事務局案を記載している。

※3 千葉県では、工場立地法で規定する「太陽光発電施設（環境施設）」を「太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナ及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置」と解釈し、当該施設の面積は、当該一連の機械又は装置の水平投影面積で算定している。

県アセス条例における対象事業の該否についても、当該考え方をういて判断すること検討している。

アセス対象の区域（千葉市）

太陽電池発電所の用に供される区域の面積 1 0ha 以上



アセス対象の区域（千葉県）

太陽電池発電施設の水平投影面積

自然公園等区域 1 0ha 以上、その他の区域 4 0ha 以上

